

後介であつた。元慶三年藤原智泉は豊後守に任ぜられた。
(三代親聚殘篇) 智泉は北家藤原氏の魚名流高房の子である。

仁和元年正月、橘朝臣長茂が豊後守になつた。長茂は橘嶋田麿(諸兄の孫)の子の常主の孫にあたる。時の帝光孝天皇は元慶八年二月、陽成天皇の譲りをうけて即位されたが、すでに御年五十四歳で、親王として仁明・文徳・清和・陽成の四朝に亘つて官職につかれ、國政に参与された方であつた。それだけに下情にも通じ慣例をい権をもつてあつた貴族たちにおきたらず、従つて職於怠慢ともいえる選任國司の慣習を嫌忌された。橘長茂は仁和元年正月十六日、從五位下豊後守に任ぜられたが、一向任地に赴こうとせず年を越し仁和二年になつた。同年二月三日、光孝天皇は左右大臣に命じて選任國司を捕逐したが、なかには任命後二年以上を経過する者もあつた。

「左右大臣は勅を奉じて、左近の陣へ左衛門府へおいて新官叙任の式を行なつた後、任命されながら未だ赴任しない國司、根津守從五位上多治比真人藤善、伊勢守從五位上藤原朝臣繼蔭、甲斐守從五位下藤原朝臣兼實、安房守正六位上当麻真人安氏、上総介從五位上小野朝臣國親、隱岐守正六位上伴宿祢有世、紀伊守從五位下伴宿祢春雄、肥後守正五位下藤原朝臣時長、豊後守從五位下橘朝臣長茂、対馬守正六位上純朝臣経業等の進祭しない事情を召問した。彼らは出祭の時期を間違つていたとか、病氣のためおむなく留まつていたなどと、理由をつけて謝つた。」(三代實錄仁和二年条より) ついで五月十八日、依然として出祭赴任しなかつた四名の者に対して、肥後守正五位下藤原朝臣時長、根津守從五位上多治真人藤善、豊後守從五位下橘朝臣長茂、甲斐守從五位下藤原朝臣兼實等四人、並ぶ位一階を降し、左右京職に下知して、その告身(仮記)を破壊した。時長等は官を拜して年を経ながら任國に赴かなくなつたので、この勅断があつたのである。(同書仁和三年五月条)

仁和二年二月、肥前介大神朝臣良臣が豊後介に任ぜられた。この良臣は大神朝臣ではあるが、本家でなく支族の大神直神田朝臣であつた。そのため外位に叙せられたので、仁和三年三月朝廷に上奏して、大祖三輪殿宗尊の勲功を詠き、また兄金雄をはじめ自らの功績を言上して内位授与の事を訴えた。外記高では速祖と同じであつても派別が異なるから格旨にそむくとしたが、光孝天皇は勅して、良臣の願いを入れ、外位の告身(仮記)・辭令のことに破棄して内位を賜あつた。

同年五月、前豊後守橘長茂が罰せられ、豊後守が欠員になつたので、六月散位正五位下源朝臣淵を豊後守に任じた。この源朝臣は仁明天皇の皇子で源姓を賜あつて臣籍降下した源多の子である。(つづく)

史料 (温故知新録より抄出)

龍護寺千手觀音寄進 山中道丈提供

正徳二年九月十日

龍護寺前立、千手觀音 我等與ヨリ寄進申ふ二付、先頃仏師ニ申付、此間出来ぬ故、今日増上寺方丈開眼相頼則大僧正祐天開眼被致ぬ。近日在所へ差遣ひ振申付ぬ。尤龍護寺只今迄、本尊、六月一度例年、通開帳申 其外此度、前立常開帳ニ申付ぬ

觀世音 長一尺五寸

銘 為佛崇菩提格名号ヲ以懷立ノ千手觀音像 一鉢

謹テ書寫之

佐伯城主

毛利周防守藤原高定

正徳壬辰年九月十七日

同室前野州侍後藤真女